

- 東飯田→東・南山田→南
- 野上→野・飯田→飯

一部異なる地域がありますので詳しくは別紙「令和6年度版九重町のごみの分け方」裏面をご覧ください。

5月	燃えるごみ	燃えないごみ			資源ごみ			
		1分別 〔びん・かん ペットボトル〕	2分別 陶磁器類 ガラス・ 電化製品 金属アルミ類	3分別	蛍光管・電球 電池	発泡スチロール	新聞紙・チラシ	古紙類 〔紙ハック衣類 雑誌雑がみ ダンボール〕
1	水	飯・東・南						野・南
2	木	飯・東	野					
3	金	野・南						
4	土							
5	日							
6	月	飯・東						
7	火	野・南						
8	水	飯・東・南						飯・東
9	木	飯・東	野					
10	金	野・南						
11	土			東				

- 別紙「令和6年度版九重町のごみの分け方」を参照してください
- 気象状況（台風や大雪）でごみ収集ができない場合があります
- 収集日の朝8時30分までに所定の場所に出してください
- 町指定のごみ袋以外は収集しません
- 正しく分別していないものは収集しません

〈九重町隣保館人権学習会のお知らせ〉

と き：5月15日（水）19：00～20：30
と ころ：九重町隣保館
テ マ：外国人の人権

外国人の人権

国際化の進展に伴い、多くの外国人が生活しています。しかし、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐってさまざまな人権問題が発生しています。

外国人に対する偏見や差別をなくしていくためには、文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重すること、お互いの人権を尊重し合い、助け合うことが大切です。



〈外国人に関する相談窓口〉

九重町隣保館：0973-76-2468
外国人権相談ダイヤル（ナビダイヤル）
（Foreign—language Human Rights Hotline.）

0570-090911

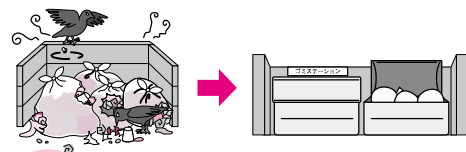
平日（Weekdays）9：00～17：00
外国語インターネット人権相談受付窓口
（Human rights counseling services on the Internet）
<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01>

身元調査等によるプライバシーなどの権利侵害をふせぐために
～本人通知制度に登録しましょう～

12	日							
13	月	飯・東						
14	火	野・南						
15	水	飯・東・南						野・南
16	木	飯・東	野					
17	金	野・南						
18	土		飯					
19	日							
20	月	飯・東						
21	火	野・南						
22	水					飯・東・南		飯・東
23	木	飯・東	野					
24	金	野・南						
25	土		野					
26	日							
27	月	飯・東						
28	火	野・南						
29	水	飯・東・南						
30	木	飯・東	野					
31	金	野・南						

既存のごみステーションを整備しませんか？

現在利用されているごみステーションは劣化していませんか。劣化が原因で鳥獣、犬猫、風雨被害などによるごみの散乱が見受けられます。そこで、町民の良好な生活環境の保全を図るため、ごみステーションの整備に対して補助を行っています。



コンポストを利用しませんか？

生ごみに含まれる水分量は70～80%と言われています。水切りをしたり、コンポストを利用することでごみの減量につながります。ごみが減ることで焼却量が減り、二酸化炭素排出の削減にもなります。生ごみ処理機（電動式）と生ごみ処理容器（コンポスト）の購入に対して補助を行っていますのでご利用ください！
※堆肥化することにより家庭菜園やガーデニングなどにも利用できます。
※生ごみが減ることでごみ出しの回数やごみ袋の購入が減ることも大きなメリットです。



問い合わせ先

商工観光・自然環境課 TEL 0973-76-3150